

【令和8年4月改正】
筑紫野市社会福祉協議会 福祉バスの利用について

【利用できる団体】 ①ふれあいいいきサロン及び公に認可を受けている福祉団体
②社協からの活動助成金交付を受けている団体
③その他、筑紫野市社会福祉協議会会長が認めた団体
※上記①～③のいずれかで、社協特別会員である団体

【利用目的】 福祉活動及び福祉に関する研修
※会員相互の自助活動、史跡めぐり等の歴史学習、行事の下見、
環境・リサイクル等に関する研修などは利用できません。

【運行日等】 原則 平日9時～16時30分 ※往復200km以内
(12月28日～1月4日・法定車検期間中などは運休)

【利用申請】 ①②の団体／利用希望日の3ヶ月前から3週間前の期間
③の団体／利用希望日の2ヶ月前から3週間前の期間
利用申請書を持参またはFaxにて提出
※電話での受付はいたしません。
※利用希望日が重なった場合は、抽選となります。

【利用回数】 1年度に3回まで
※1ヶ月に1回及び3月～5月及び9月～11月の期間は1回

【利用人数】 16人以上25人まで

【費用負担】

燃料代、有料道路料金・駐車料金等は利用団体の実費負担となります。
筑紫野市内のみの運行については燃料代1,000円ご負担をお願い致します。

【その他】

車内での飲酒・喫煙、または、福祉バスの利用目的及び当日の急な目的地の変更はできません。

気象条件や交通事情、運行内容によっては利用許可の取り消し、または運行を中止することがあります。

◎福祉バスの運行経費は、会員会費・寄付金・赤い羽根共同募金で支えられています。
随時受付しておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。